

陳情第6号

陳 情 書

2021年3月9日

立川市議会議長
福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町
大字武藏183番地3
陳情者 角田 統領

件名：弁護活動白紙委任契約の是正に必要な措置を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 立川市被告訴訟事件の委任契約における、弁護活動の合意内容の缺欠に係る事実確認及びその是正に必要な措置を求める。

第2 陳情の原因

1 契約当事者

- 立川市代表者立川市長清水庄平
- 弁護士 渋田幹雄

2 両当事者は令和2年11月11日、東京地裁立川支部事件番号 令和2年(ワ)

第1190号について、委任契約書を締結した。(陳第1号証)

その際、同契約書には弁護士職務基本規程第二十九条(受任の際の説明等)を明文化した内容が契約書に含まれていない。(陳1号証)

3 両当事者の義務

- 甲には、契約に際して「不当な契約の締結」をしてはならない義務がある。
- 乙には、本件を受任するに当たり、弁護士職務基本規程第二十九条(受任の際の説明等)に基づいて、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法について、説明を行う義務がある。
- 甲は乙に対して、前項の「説明」文書の交付を求めなかった。
- 乙は甲に対して、前項の「説明」文書を交付しなかった。



- 5) 陳情者の情報公開の請求に対して、立川市長は令和3年2月8日付で「公文書非公開決定通知書」を陳情者に交付した。(陳2号証)
- 6) 立川市長は、本件「全部非公開を決定した」理由は「事件の見通し、処理の方法についての説明は、口頭で行っており、文書が不存在のため。」とした。
(陳第2号証)

第3 陳情の理由

- 1) 立川市長は、本件訴訟事件の委任契約を締結するにあたり、事件の見通し、処理の方法について、契約予定者である弁護士から受けた説明について文書の交付を求め、これが為されないときは録取するなどして内容を確認し、本件委任契約書にはこれが綴綴される必要がある。

その不作為は、二つの損害を発生させる。

第1は、その重要な弁護活動である「事件の見通し、処理の方法」について、説明を行う義務部分について、白紙委任契約となり、立川市を危険に曝すことになる。

第2は、市民及び公衆の情報公開請求や情報開示請求における「知る権利」を侵害し、市民及び公衆に損害を与える。

第4 関係法令

- 1 弁護士職務基本規程第二十九条（受任の際の説明等）

【事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。】

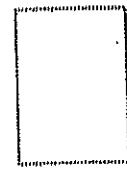
- 2 弁護士職務基本規程第三十条（委任契約書の作成）

【弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。】

- 3 弁護士職務基本規程第三十六条（事件処理の報告及び協議）

【弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。】

契 約 書



立川第一弁護士事務所

依頼者 立川市 を甲とし、
受任弁護士 渋田幹雄 を乙として次のとおり契約する。

- 1 甲は、乙に対し、次の件を委任し、乙は、これを受任する。
東京地方裁判所立川支部 事件番号：令和2年(ワ)第1190号損害賠償請求事件（原告：特定非営利活動法人護民官・被告：立川市）についての一切の件
- 2 乙は、弁護士法により、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、乙の所属する弁護士会の旧報酬規程等により、後記の着手金、報酬等を次のとおり支払うものとする。
 - (1) 後記着手金は、本契約締結後速やかに支払うものとする。
 - (2) 事件処理の進展に伴う必要な諸費用及び委任の目的が達成された場合の報酬は、乙からの請求を受け、協議成立後速やかに支払うものとする。
- 4 甲が着手金及び事件処理に必要な費用又は報酬を支払わないときは、乙は、事件処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。
- 5 甲が乙の責によらない事由で解任し、又は無断で取下げ、放棄、和解等をなし、事件を終了させ、若しくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、委任の目的を達したものとみなし、乙は、甲に対し、要した経費の全額を請求することができる。
- 6 甲が第3項により乙に支払うべき着手金又は報酬は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

記

着手金

金 110,000 円也

(消費税及び地方消費税を含む。)

その他諸費用 印紙、郵券、贈写
通信、交通費 別途協議精算

その 他 旅費、日当、宿泊
料 別途協議精算

報 酬 別途協議精算

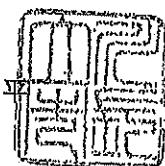
(消費税及び地方消費税を含む。)

令和2年11月11日

住 所 立川市泉町 1156 番地の 9

依頼者（甲）立川市

代表者 立川市長 清 水 庄



事務所 立川市曙町 3 丁目 37 番 10 号

渋田・仁藤法律会計事務所

受任者（乙）弁護士 渋 田 幹 雄

第4号様式（第3条関係）

立行文第1705号
令和3年2月8日

陳
第
2
号
證

公文書非公開決定通知書

住所 東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183-3

氏名 角田 統領 様

実施機関 立川市長 清水庄平

令和3年1月26日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり全部非公開とすることに決定したので、立川市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	弁護士渋田幹雄が代理人となった事件（事件番号 令和2年（ワ）第1190号）について、同弁護士が事件を受任するに当たり、立川市から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法について行った説明の内容が記載された文書
請求された公文書を非公開とした理由	事件の見通し、処理の方法についての説明は、口頭で行っており、文書が不存在のため 条例第12条第2項に該当の有無（該当します。該当しません。）
条例第12条第2項に該当する場合の公文書の公開ができる時期	ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後に新たに公開請求をする必要があります。
主管課	行政管理部文書法政課法政係 電話 042-523-2111（内線2616）
事務担当課	行政管理部文書法政課情報公開係 電話 042-523-2111（内線3305・3306）

（注意）

ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の

（裏面へ）